

新 城 市 議 会

総 合 政 策 特 別 委 員 会

平成27年3月23日（月曜日）

総合政策特別委員会

日時 平成27年3月23日（月曜日） 午前9時45分開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 議員提出第5号議案 「質疑」

出席委員（15名）

副委員長 山崎祐一

委員 浅尾洋平 柴田賢治郎 打桐厚史 小野田直美 村田康助 山口洋一

下江洋行 白井倫啓 長田共永 鈴木達雄 滝川健司 中西宏彰

鈴木眞澄 加藤芳夫

議長 夏目勝吾

欠席委員（1名）

菊地勝昭（委員長）

説明のため出席した者

なし

事務局出席者

議会事務局長 村田道博 議会事務局次長 中島 勝

議事調査課長 伊田成行

開 会 午前9時45分

○山崎祐一副委員長 それでは、ただいまから総合政策特別委員会を開会いたします。

座って説明させていただきます。

改めて申し上げますが、本日は、委員長不在のため、委員会条例第12条の規定により私が委員長の職務を行います。

20日の本会議において本委員会に付託されました、議員提出第5号議案 新城市新庁舎建設における現計画の見直しを問う住民投票条例の制定について審査します。

なお、念のため申し上げますが、今回は条例の審査を行う委員会であります。新庁舎建設の賛否等について議論する場ではございませんので、あらかじめよろしくお願ひしたいと思います。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

議員提出第5号議案 新城市新庁舎建設における現計画の見直しを問う住民投票条例の制定を議題といたします。

質疑はありませんか。

柴田委員。

○柴田賢治郎委員 私は、以前の議案よりも実効性があり、あとは行政が考えればよいというような議員の欺瞞ではないこの案が、新城市民の民意がのった新庁舎建設へと導いてくれるようになり得ると期待しております。しかしながら、以前の議案とは違い、実効性があるがゆえに捉え方によっては千差万別になってしまう民意の判断に困る場面も想定できます。

今回、この場所での新庁舎建設がスタートしたのは、加藤議員や新城市新庁舎建設基本設計の見直しを問う住民投票条例制定を求める会代表の前崎前議員が参加した議決により、現行案の規模と付け替え道路を擁する新庁舎建設計画として、県に提出されました。そのときに、そのことに納得し、理解した市民も大勢おられ、改めて民意を問い直す必要を感

じていないとの声も、見直しの声と同等数おられると感じております。

そのような状況の中で、市民を一丸とするべき住民投票が市民を分断し、遺恨を残す材料になってしまっただけではいけません。投票率によっては、開票しないなどのルールを前もってつくる必要を感じますが、いかがでしょうか。

○山崎祐一副委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 今、柴田委員の質問で県に提出したと言うんですけれども、県に提出はまだ何もしてないと思うんですけれども。

○柴田賢治郎委員 土地収用法に基づく申請は。

○加藤芳夫委員 今は条例の審査であって、土地収用法は、もう先ほど。

○山崎祐一副委員長 柴田委員。

○柴田賢治郎委員 おっしゃるとおり、まだ何も真っさらな状況だったらいいんですけど、既に土地収用法に基づく土地を購入する話も進んで、市庁舎としては一応今の規模と付け替え道路がありという状況で進んでおるのは事実であります。その一番スタートというか、私たちの中だけの議論ではなく、外にまで議論を求めた一番初めの内容というのが、私は、その県に対する申請であったのではないかなということをおもっております。

これから意見が変わっていくということで、県にまた言い直す必要があるとしても、やはりそのときに1回言ってしまった言葉をどう変えていくのか、その必要も含めて。

それと、そのときに県に、市が執行権を持って執行するに当たって、市民が前の議会に皆さん納得していただいて許してもらえたことだと思っておりますので、そのときに既にもう民意としては伝えてあるということと言われる市民がおられるのも事実であります。その声をまた無視してもいけないものですから、今回の住民投票には、その人たちの考えものるような住民投票であってほしいなということ

を思っております。

○山崎祐一副委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 土地収用法については条例の審査だと思うんですけども、土地収用法についてはそれなりに単年度処理でもう終わっておりますし、それに基づいて当該移転等を余儀なくされている方々、これは御理解の上でもうされております。当然、庁舎建設としての用地として提供しておりますので、それは済んでおりますので、私はもう何もその辺は問題ないと思っておりますし、今、柴田委員がなぜその辺を言うのかがよく意味がわからないということでございます。

○山崎祐一副委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 柴田委員の本題というか、お尋ねは投票率の関係のことをおっしゃっていたと思いますが。

我々、この投票率に対する規定というものは盛り込んでありません。というのは、例ですと、三重県の伊賀市で最近、庁舎問題に関して住民投票が行われまして、そのときは50%以下の場合には開票しないという条件で住民投票をやられました。結果、投票率が50%に満たなくて、一切開票されずに終わってしまったわけですけど、それはそれで伊賀市の判断でいいと思うんですけども、やっぱりそこでは投票した人の意思がどういう結果だったということが公表されなかったということに対する問題も私はあると思います。

ですから、今回、成立要件というものをあえて設けなかったのは、いかなる投票率であろうと結果は開票して公表するのが住民投票をやる本来の趣旨に合致するのではないかとということで、投票率の制限とか開票条件というものは設けないほうが、住民投票にとってはふさわしいのではないかと判断で我々はおります。その辺については共通認識だと思います。

○山崎祐一副委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 私どもも住民側の代表とし

て白井倫啓議員と二人で今までずっと活動してまいりました。私ども、13条の市議会、市長、投票者の半数以上の投票を目指すということで、過半数を目指すのが市長や市議会の義務であって、例え過半数に満たない場合でも、やっぱり市民の意思は、どういう形で投票になったかということは市民にあらわす義務がありますので、過半数に達しなくても公に表現するという形で開票結果をあらわして、市民に伝えるという思いで、これは滝川、鈴木達雄議員と私どもは全く同じ意見でございます。

○山崎祐一副委員長 柴田委員。

○柴田賢治郎委員 前回の市長選で900票差だった、そのことを理由に、もう一回民意の掘り起こしをした内容を考えると、やはり票数の規定で、捉え方によっては本来であれば執行しても構わないものを、やはり二分しているということ、今回もまた住民の声を問う必要があるのではないかと改められている中においては、私は投票率が余りなかった場合は、前の意見を尊重すべきじゃないかなということ 생각합니다。

それと同時に、何度聞くんだという市民の声もあるので、もう決まったんじゃないかという市民の声もあるのは事実でございます。その方たちも、なぜそういうことを言われるかということ、前にそういうことで決まったはずだと。私が議員になる前にもう決まっていたはずだということ言われておるものから、その内容を先ほどほじくり返すと、先ほどの土地収用法に基づく内容じゃないかなということと思うのと、僕らも土地収用法が執行されたのが議員になって3日目でございます。僕らもそのことに対して発言する場所がなかったということ思えば、やはりそのときに民意をまとめた方たちが、いま一度、そのまとめた民意について考え直してほしいなど、その声をちゃんと拾ってほしいなどということ思うのが、私は、今回投票率が低

い場合は開けないことで遺恨を残さない、前回のよう何度票数が高い低いといっても、捉え方によっては、まだこれでは執行しちやいかん、まだこれでは執行しちやいかんという内容になっていると思いますので、私は見ないほうがいいんじゃないかなということ 생각합니다。

○山崎祐一副委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 確かに私どもも昨年からずっと市内を説明会で、決まったんじゃないかと、今柴田委員が言われたような市民もおりました。確かにありました。そのときに、まだまだ市民の中には庁舎建設に対してよく知らないとか、知れわたってないなということを痛切に感じました。よって、私どもも市民の間に一生懸命出て、庁舎建設のあり方についていろいろ説明させていただいて、より多くの皆さんに今回の庁舎建設がいいのか悪いのかということをお聞きさせていただきました。その結果が、今回2月5日の告示で6日から10日の5日間で多くの署名が集まったというのは、やっぱりそれだけの効果があったのと、市民が庁舎建設についていろんな思いがあるなということが出たと思っております。

そんなことで、よりよい広報ができたのかなど、市民の本当に隅々まで、今回の庁舎建設のあり方について市民に広報ができたということは本当に感じておりますので、今後の庁舎建設がどのような形で進んでいくかという中で、住民代表の私どももいろいろ協力してきて、前崎代表のもとで請求をしていく方法もありましたけれども、今回、地方自治法に基づく方法で考えてまいったわけでございます。

その中で、滝川、鈴木達雄議員ともども、この条例の内容が住民側の考えている内容にほとんど近づいてきたということで、共同提案という形に今回させていただいております。まだいろいろ、2条の投票の内容のわかりに

くいところがまだまだあると思います。この辺は、もう少し審議させていただいて、本当に住民が投票しやすい、わかりやすい方法にもしていきたいと思っております。

○山崎祐一副委員長 長田委員。

○長田共永委員 改めて再度、今の御発言に対して確認させていただきたいのですが、今、住民投票を求めて自治法上で前崎代表と皆さん方、もちろん加藤委員も白井委員も御協力されて頑張っております。改めての整合性という部分をお話しされたと思うんですが、全権委任されているのかということをおっしゃって確認、今の話だとそういった理解もしたんですが、そうした会の方から。

プラス、変えなければいけないということがあると、今、提案者のことから条文に対して。そこら辺は、この条例ではだめなのかということになってしまうので、変えなければいけないものを揉まなければいけないというのは、どういうふうに我々は理解しなければ、もし変えるのであれば、これをまた直して、今たまたま2条関係のことを、投票のことです。つまり2条と9条関係のことを言われていると思うんですが、それをどちらで直すのかという議論もあるし、それをどうしたらいいのかというふうに、このまま出していれば、これを出すつもりで多分4人は見えたのかなと今思っていたわけなんです。それを変えろというふうに賛成者が言われるということは、それで前崎代表たちは納得されるのかということをおっしゃって確認したいんですが。

○山崎祐一副委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 まず、全権委任は、当然私ども2人が受けて、議員代表としてやっております。それは御理解いただきたい。

今の、2条の関係ですか。

○長田共永委員 2条を含めて。

○加藤芳夫委員 これは、急遽しっかりとるか、私も共同代表として出させていただい

ております。

では、審議の場のほうに戻ったら言います。

○山崎祐一副委員長 滝川委員、よろしいですか。

ほかに。

小野田委員。

○小野田直美委員 先ほど出ました2条と9条の問題なんですけど、いわゆる「住民による投票の内容は、新庁舎建設における現計画の見直しについて、市道東新町桜淵線の路線の変更を伴わない現計画の見直し」等々あるんですけど、そもそもこの2条の市道東新町桜淵線が非常に地元民以外はわかりにくいということと、現在この道というのは付け替え道路のことを指して言っていると思うんですけど、そのこともわかりにくいと。これをまず、どのように市民に知らしめるのかということをお聞きしたいです。

○山崎祐一副委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 確におっしゃるとおり、2条のこの文言だけでは何を問うているのか、なかなか市民に、かかわっている方はわかると思うんですけど、それ以外の一般の市民の方はなかなか理解しにくいと思います。

それにつきましての情報提供の仕方というのは、一つは、市民まちづくり集会というものがあるんですけど、それでもやっぱり全有権者が来るわけではございませんので、これは一つの例ですけれども、三重県伊賀市で行われた庁舎問題の住民投票のときには、こういったチラシですけれども、お知らせをつくりまして、まず投票の日時・場所ですとか、それから検討されている選択肢の様子ですか、これまでの経緯ですよ。それから、視覚的に例えばわかるように、絵で、図面でどちらがどういう案なのかという、AとBとすればそれを図面化した資料を全戸配布という形で、行政のほうはそういう情報提供をやっていたいて、これまでの経過をわからない方でも、どちらがいいかの判断ができる情報をなるべ

く詳しく情報提供した上で判断していただくという手法を考えております。

ただ、これには当然、執行部側との協議でこういう情報というのも、提供の仕方についても、いろいろ協議が必要になってくるかと思えますけれども、いずれにしても、投票を促したり適正な判断をしていただける情報というのは、詳しく伝えたいと思いますので、この条文だけでは当然無理だと思っていることは理解しております。

○山崎祐一副委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 先ほど詳しくというふうにおっしゃいましたけれど、部会でも出ました、今の現計画を変更する場合に、できることはできるが非常にリスクが高いというところは、どのように誰が伝えていくというふうにお考えなんでしょうか。

○山崎祐一副委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 先ほどの部会で出た課題・問題点等も当然、こうした場合にはこういった課題がありますということを情報として市民に伝えて、市民にもその辺の課題については理解した上で投票していただくような形にしないとまずいとは思っています。

ただ、答えが出るというか、先ほども部会のほうで答えを出したわけではなく、やっぱり最終的には県当局あるいは建築関係の行政との調整とか確認が必要になってくる部分、その部分については、またあわせて同時的にやっていかなければならないけれど、その答えが出ない限りその問い合わせも難しいかと思えますので、その辺の課題もあることを踏まえて情報提供していきたいと思っています。

○山崎祐一副委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 ちょっと補足ですけれども、11条に情報の提供ということで、「市長は、」というところで始まっております。最終的に、最後に「公平かつ公正に提供するよう努める」というようなことが書いてあります。ですので、市長が情報提供するわけです

けれども、こっちがいいよというような情報提供はするべきではないと。課題はあるけれどもということで、二つを並べて比較するよう、公平な判断ができるように情報提供をすべきであるというようなことが、ここにうたっています。中立性の保持というところですね。

○山崎祐一副委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 鈴木達雄委員の言われるとおりだと思っております。住民投票を求めてきた会の皆さんも含めて、やはりどのような情報を提供していくのか、これも議論する必要があると思っております。

○山崎祐一副委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 補足ですけれども、先ほどの部会で出たように、当然、土地利用上の課題ですとか、あるいは財源的な問題の課題とかいうものもあわせて情報提供していくということで判断していただくしかないと思っております。

○山崎祐一副委員長 小野田委員、よろしいですか。

下江委員。

○下江洋行委員 住民投票の、投票率による有効性の先ほどの議論にちょっと戻るんですが、私は投票率50%を切ったときには不成立とするという伊賀市がとったこの方法というのは合理的だという考えなんです。その理由は、例えば50%の投票率で、その過半数50%超という4分の1、つまり25%を少し超えた民意という形で重要政策の方向性が民意が示されるという、それをどういうふうに受けとめるか、非常にやっぱり慎重にならざるを得ないと思うものですから、私はやはり50%の投票率を切った場合には不成立という考え方が合理的だというふうに理解しておりますけれども、新都市の常設型の住民投票条例を制定するときにもここが議論になったと思うんですよね、有効性。それについて滝川議員もそのあたりは危惧されて発言され

ていたことも覚えております。つまり、25%で重要政策の方向性が民意として示される、そのことは、リスクがあるというわけじゃないんですけども、どういうふうに受けとめるのか、非常に慎重にならざるを得ない。だから、そこについては課題であるという指摘をされておったように思うんですけども、その点について修正の余地というか、投票率による有効性を考える余地はあるんでしょうか。

○山崎祐一副委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 住民投票というのは、市民の声をいかに聞くかということが大事です。市長というのは、皆さん御存じのように、その声をどのように判断するかというのは、最終的に判断するわけです。25%だろうが、10%だろうが、市民の声を判断する、結論を出すのは市長だという前提が、まずあります。

例えば、50%を超えなかったら開票しないということを議会がもし決めたとしたら、先ほど加藤委員からも話があったと思うんですが、第13条に「市議会及び市長は、投票資格者の半数以上の投票をめざし、広報その他の手段により、投票資格者の投票を促すよう努めるものとする」という条項をわざわざ設けてあるんです。議会基本条例でもそうですが、市民の市政参加をどのように進めていくかというのが一番の問題だと思うんです。

今回、住民投票をやるということであれば、制限を設けるのではなくて、その制限をみずから超えていく努力、できたら大多数の人たちが住民投票に参加していただける、そのような意識になっていただけるという努力をするという前提で、この条例をつくる必要があると思うんです。そういう前提に立てば、50%条項を自分たちがつくって、自分たちの努力を最初から抑えるというか、努力をしないというようなことを市民の皆さんに発信するような条項はよくはないというふうにも思っています。

以上です。

○山崎祐一副委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 先ほど伊賀市の例が出ましたけれども、伊賀市は住民側の経緯は詳しく調べてないんですけれども、市民の会が請求したのは議会が否決したんですけれども、市長側が50%の条件をつけた条例を出して、それでやったというような経緯があったと思うんですけれども、先ほど下江委員が言われたように、確かに常設型の住民投票条例の制定のときに、私はそこら辺をやっぱり一番危惧しておりました。50%の50%、要するに25%超で意思が決まるというのはふさわしくないのではないかとということで、その辺の危惧をしたんですけれども、結果的には、常設型住民投票条例にも成立要件というのは盛り込まれずに全会一致で可決されたという経緯があります。

それから、投票率と、投票に行かなかった人の意思というのはどうやって確認するかという疑問があるわけですが、投票に行かなかった意思是よしとするのか悪しとするのかわからないという部分は確かにありますけれども、その投票に行かないという行動もやっぱり市民の意思としての、この案件に対する判断する部分が含まれていると私は思うんですけれども、いいふうに解釈するのか悪いふうに解釈するのか、また判断が分かれるかとは思いますが、結果的に、それも含めて最終的な判断は、やっぱり市長の政治判断であったり、我々議会がその結果をどういうふうに判断して尊重するかというところにかかってくるものですから、やっぱり白井委員も言われたように、50%で成立しないとしてしまうことがいかなものかという考えもありますので、そういった投票率の低い高いも含めて、総合的に判断すべきだと私は思っておりますので、あえて成立要件は設けないほうがいいのかという考えです。

○山崎祐一副委員長 山口委員。

○山口洋一委員 投票資格者というのが第5条にあります。同条の第2項の中に、選挙法規定を適用するというので、18歳以上20歳未満の者を資格者と定めるというふうになっておると思うんですが、この選挙法の規定を適用するこれからの段階というのか、準備というのとはどのようにお考えなのかお伺いします。

○山崎祐一副委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 今回あえて18歳以上というふうにさせていただいた理由につきましては本会議場で説明させていただいておりますのであれですが、18歳以上にしたもう一つの理由というのが、先の市長選のときは当然有権者ということで、二十以上の有権者で選挙をやったわけです。それが911票という差であったわけです。あれには市長選挙が庁舎問題だけが争点ではないんですけれども、大きな争点の一つであったし、市長選挙は総合的な政策をもって市長を判断する選挙だと思っておりますけれども、結果として、庁舎問題が争点になったという解釈の911票ということだと、また同じ、今回は庁舎問題だけで市民の住民投票を行うわけですが、同じ人を対象にしてもなかなか、1回答を出したものをまた同じ人を対象に問いかけるというのはあれですので、これであえて18歳以上を加えることによって、人数的には恐らく1,000人前後の有権者というか投票資格者がふえるわけですが、大勢にそう影響がないかもしれませんけれども、やはり18歳以上の若者を施策を大事にしていくという新城市の方向性にかなった形でやっていきたいと思っております。

それから、18歳から二十に関して、当然そういった選挙法を適用して3カ月以上新城市におるということで、権利のある方を住民基本台帳あるいはそういった資料で確認して案内を通常の選挙と同じような形での案内と広報を行っていききたいと私は思いますけれど、

その辺についてはまた執行部側・行政側との協議調整が必要になってくることがあるかと思えますけれども。

○山崎祐一副委員長 よろしいですか。

長田委員。

○長田共永委員 改めて民意のとり方のことを確認。やはり投票率の件、先ほどから50%を目指すというのは十分なんです、それに伴って、市民の方で非常によくわからないところ、どちらも現計画の見直しということになって、現計画を見直さなくてもいいという方はどういった判断をすればいいんだという声、つまり投票に行かないのが現計画を、我々はこのままでいいと思っている方は投票へ行かなくてもいいじゃないかということになりますので、この第2条プラス第9条関係のことは、どちらも付け替え道路を見直す、見直さないを含めて現計画の見直しと、どちらも結が現計画の見直しとなっておりますので、見直さなくていい方の御意見が反映されないという点、そこをしないと、先ほど投票率のことに私もこだわりたいんですが、現計画でいいと言われる方は投票に行かないという行動をとる。当然ですよね。どちらにも該当しないんだから。そこら辺をどうふうに判断すればいいのかなというように、個人的に思っております。

もちろん先ほどから、市道東新町桜淵線というのはどこなんだという御意見もありました。そして、付け替え道路というのはどこなんだ、こちらはもちろん、住民投票を目指す皆さんが付け替え道路と言われておるんですが、現計画でいいかがまず1点。見直さなくてもいいという民意が、この投票だと反映されていないという点。そこをやはりクリアしないと、開票の50%以上で開票するか否かというのは、やはりそうしたところもきちんと定義したほうが、個人的にはいいと思います。

○山崎祐一副委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 見直さなくてもいいという

方がおられるかもしれませんが、これも本会議場で説明したように、現在既に見直しせざるを得ない状況が発生しているということは説明させていただいたと思います。当然、2年前の計画から比べますと消費税も上がっていますし、建設単価あるいは労務単価等も上がっておりまして、現在、2年前のを見積もりし直しますと、まだ公というかはっきりした数字はここでは把握しておりませんが、そういった数字を見ますと、計画自体の総事業費がかなりオーバーして、見直しざるを得ない状況にありますので、そこはまず御理解いただいて、現計画のままで行った場合には事業費がさらに膨大になってしまうという状況が発生しておるということを理解していただきたいと思います。

見直す場合には、これまでの市民とのかかわりを考えますと、当然、市民の皆さんとつくり上げてきたものをまた見直す場合には市民と皆さんでという形になりますと、またここで時間がかかってしまいます。また当然、基本計画・基本設計というような形でやりますと、当然それだけの時間がかかり、その間にまた単価が上がってしまい、また同じことの繰り返しになってしまうという心配がございます。こういった形での基本設計案を見直すという作業を、今この前にも説明させていただいたとおり現にかかっているものですから、それを前提として、一番大きく影響を与える市道東新町桜淵線のつけ方によっては、建てられる庁舎の規模あるいは敷地の制限とか、いろんな状況が大きく変わる、その二つを選択肢として判断を仰ぐという形でやっていきたいと思っております。

見直さなくてもいい人は投票に来ないという判断、それも含めて投票率の値によっては、そういったいろんな判断ができるかと思えますけれども、それはここで決められることではございませんので、その辺の判断の仕方はまた後日の投票率の結果を見てからの話にな

るかとは思いますが。

○山崎祐一副委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 補足で。先ほど情報提供ということがありましたけれども、現在の基本設計をもとにしても市のほうは見直しをせざるを得ない状況であるという説明は、当然していかなければいけないので、今のままで見直しませんという選択肢を問うのではないという、説明の段階からそれが必要であろうかと思えます。ですので、その辺は理解していただいた上でこちらかこちらかという判断を仰ぐということだと思います。

○山崎祐一副委員長 長田委員。

○長田共永委員 言われることは我々も一緒に当然現行の5階建ての何億という部分で、もちろん資材の高騰等があつて、議会としても今まで見直しのほうをやってきて、それとそこまで我々はやっておきながら、また住民投票にその分をかける云々といった部分で、改めて結果の尊重という部分で「市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない」という文がありますので、その尊重の部分非常に、考え方によってはどういふふうにもとれるという部分を危惧しているということでございますので、どう言ってもとれてしまうというところ、どの考えでもありますよね。それはそれぞれで個々の議員で判断してもいいというふうになってしまいますので、そこら辺をある程度のルールと説明、一生懸命もちろん、やるとなれば私も投票率上昇に向けて頑張りたいと思えますし考えていきたいんですが、ただ、その程度かどうか、基本の部分を変えずにコストを下げろというんだったら、それは議会で頑張つてVE提案をやっておるんだから、そこら辺はおまえらでやれよ、わざわざ投票せんでもいいじゃないかというふうに言う考えも、もちろんそれも御意見ですし、そうした部分を踏まえて、改めて第17条の結果の尊重、ここの部分の判断が非常に我々は、それは全員困ると思

うんですよ、これ。どういう形になつても。その尊重をやはり、先ほどから、例えば50%で滝川委員が言われているとおり、投票率がざくっと50%、そのうちの26%が現計画に、これでいうと桜淵線の変更を伴わない現計画の見直しになつた場合、こちらが投票結果では多いんですが、大多数かという判断をしていいのかという、その尊重というような部分はここで任せてもらつてもいいということ。その点を、やはりいろんな計画の結果の尊重というのが、当然この17条ではとれるということを危惧しております。

○山崎祐一副委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 判断がしやすいような設問にするというのが大前提だと思うんです。今一番の違いというのは、僕らも今まで住民投票条例をこういう形の選択肢をつくつたほうがいいんじゃないかというのがあります。今回、鈴木達雄委員、滝川委員のほうから提案していただいた、今の市道東新町桜淵線云々かんぬんという、このどちらも大きな違いは付け替え道路のある・なしによって建設費が大幅に変わるんです。

今、付け替え道路ありの状態でも、滝川委員も強調されましたように、かなり金額が上がっていくという可能性があるので見直しに入ってきています。ですから、その前提と、付け替え道路なしによっての大幅な見直しという点、これが大きな違いになってくると思うんです。それをわかりやすい形の選択項目にしていければ、長田委員が心配する判断は、よりしやすくなると思えます。

市民の意見は本当にさまざまだと実際思うんです。今でも、外に出ていけと、バイパスに出ていけという声は消えておるわけではないんですが、今回、住民投票を求める会、市民の皆さんともやってきたのは、この場所においてどうしていくのかというような選択の中で判断していただくというのが現状の中ではベストだというふうには思っておりますの

で、この選択項目をより皆さんと議論しておく必要があると思います。迷わない選択肢をどうつくるのかという点で、まだ議論の余地があるかと思っています。

○山崎祐一副委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 白井委員そう言われましたけれど、我々はこの問いかけで合意して条例提案させていただいていますので、我々からそういうことを言うつもりはありません。ただ、選択肢の問いかけというのは、やっぱり先ほど小野田委員からもあったとおり、わかりやすい情報の提供をするしかないですよ。言葉で判断できる状況ではないと思いますので、視覚的な判断ができる形、あるいはこの選択肢によって事業費だとか床面積だとか、どういった影響が出るのか。それは、それぞれの問いかけの設問によると、こういう結果になるというようなことを情報として提供して判断していただくしかないと思っております。

例えば、付け替え道路を見直さなくても事業費の縮小のために今、どこまで規模を縮小するかはまた別の問題ですけれども、規模縮小も含めた大胆な見直しを現に行っておるわけですけれども、それは今まで議論してきた基本設計案を基本に置いて、それで大きく変えることなくコストダウンと規模をさらに絞り込む等の作業を現に行っておるものですから、それは見直さなくてもいいという市民の方がいるかもしれませんけれど、それは現時点での必要な見直しの範疇だというふうに御理解いただければと思いますので、結果的には現計画を基本とした道路を付け替えた案と、道路を付け替えなかった場合の建物の規模・総事業費、そういった選択肢が大きな選択肢をこの設問に含んでいるというふうに御理解いただければと思いますけれど。

ただ、それ自体も、言葉では市民の皆さん、理解しにくいと思いますので、そういった情報を含んだ資料・情報提供を全戸配布できれ

ばいいなと思っております。

○山崎祐一副委員長 長田委員。

○長田共永委員 もちろん当然で、言われることは重々わかって自身も思っています。ただ、庁舎建設において、庁舎建設の是非を問う、どちらも現行地で建てる付け替え道路の有無というところの説明、絵とかそうした部分を、やはり判断はしやすいようにするべきじゃないかということをお自分自身は申し上げたいというところがございますので、その辺に対しての情報の提供等をきちんとしていないと結果の尊重にも、非常に判断しにくいところがありますので、やはりそうした部分がないと、このままじゃさすがにだめだというのは、多分その4名からもこのままじゃだめだ、4名からじゃないですか。白井委員からも加藤委員からもあかんという話が出ておりますので、そうした部分を出していただかないと、やはり。そこをある程度のガイドラインというか、ざくっとしたものを、例えば平面図の絵ならいつでもあると思っておりますので、そこら辺を、もしあれば提供していただければと思います。

○山崎祐一副委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 確かに、提案者の一人でありながら、しっかり見てみるとなかなかわかりにくい第2条の条文だと思います。ですからきょう、しっかり皆さんも恐らく見ていただいで読んでいただいてもわかりにくいのかなと思います。もっとわかりやすいのがこの議論の場だと私は思っておりますので、もう少し市民、当然情報提供はもちろんこれは市が公平にせざるを得ないという条文になっていますので、しっかり市の執行する段階になれば情報提供をしますけれども、やっぱり住民の一人一人が投票所へ行って、本当にもっと単純にわかりやすい方式の様式、2条関係と投票様式を切りかえたほうがいいのかなというのは率直な私の思いでございますので、皆さんも多分恐らくそういう思いではないか

なと思います。その辺は、しっかりこの委員会
会で議論させていただきたいと思っております。

○山崎祐一副委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 確かに、この条文だけでは
なかなかわかりにくい部分があるかもしれませんが、
条文としては私はこれ以上でもこれ以下でもない、
これで提案させていただいていきたいと思うんです
けれども、補足の説明資料として確かにきょう準備
できていなかったのは申しわけなかったと思ってお
りすけれども、これまでいろんな形で、議論の経過
の中ではいろいろ皆さんも、この付け替え道路あり・
なしの議論には参加されているものですから、当然
その辺のことは頭に入っておられるかなとは思っ
て条文だけの提供にさせていただいたものですから、
どうしましょう。視覚的に皆さんにもわかる資料と
言われますと。

今後、こういった状況だということを、まず議員
の皆さんにわかりやすいものをつくって、それをまた
行政に提供して、こういった説明資料をというような
流れになるのかなと思えますけれども、今後そうい
った資料を早急に準備して、条文としては、このま
までいきたいというのが前提で、これに手を加える
ことは、皆さんのほうからよりよい提案があればい
いですが、我々からこうしてほしいということは、
提案者として申し上げるわけにはいきませんので。
そういった御理解をいただきたいと思えます。

○山崎祐一副委員長 現在まで、設問の表現
の問題と、50%開票条項を設ける云々の話があ
りますが、改めてまたあとでやりますので、その
ほか質問があったら。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 今回のこの議員提案の4名
の方が出された住民投票条例について質疑を行
っているわけなんです、率直に言って、私はこれ
を読ませていただいて、住民投票を問

うと、民意を直接市民の方に投票してもらっ
て意思を表明するという行為は、本当に僕は
大賛成であり、やるべき事項だなというふう
に思っております。

今回、議員の皆さん4人が出された条例の
ほうを読ませてもらうんですが、正直言いま
して、このまま上程されると私自身は、今の
ところ個人的にはですが、反対を言わざるを
得ないということ、まず言わせていただきます。

なぜかといいますと、三つあるんですが、
一つ目は、わかりにくいです。表現の仕方な
んですが、この票を来た人に渡すわけなんです
が、設問が二つありまして、先ほども議論
になっていますが、「市道東新町桜淵線の路線
の変更を伴わない現計画の見直し」と「市
道東新町桜淵線の路線の変更を伴う現計画の
見直し」と、これはどっちを打てば縮小案に
なるのかということなんです。本当にこれを
市民の団体の方が望んでいるのかなと。や
っぱり9,200筆集まったということは、ただ
単純に今の現行案、市長案です、5階建
で9,000平米の50億円のを縮小してほし
いというのにマルを打つという、単純なシン
グルイシューというか、そういったところを
求めて署名を集めているというふうに私は理
解しております。ですからこんな、どちらも
見直し見直しというところにマルを打つのも
すごく理解に苦しむようなところを住民投
票したいがためにやっているわけではないと
いうふうに私は思っていますので、やはりこ
れを見せられても、僕は見直しなんですけれ
ど、右にマルを打ったほうがいいのか、左に
マルを打ったほうがいいのか僕でも結局わか
らなくて、ある人に教えてもらったら、浅尾
くん、それ間違ってるよと言われたぐらいの
設問でしたので、はっきり言って、内部のこ
とをよく議員としてわかっていても判断に迷
うような設問だと言わざるを得ないというこ
ろを、まず1点言わせていただきたい。

もう一つは、先ほど新聞等の、今回のことで住民投票、議員提案、問うというふうなことであって、こちららめぐり可決かというふうなことがあるんですが、その中で、滝川委員も先ほど言いましたけれど、もう見直しをせざるを得ないというふうなことを言われたんですが、僕は一般質問で当局に見直しするのかと言ったら、一言も見直しするとも書いていないし、具体的に滝川委員は、ここに書いてあるのを読ませていただきますと、「建築資材や人件費の高騰で現計画の大幅な見直しは避けられない。多くの市民がかかわった現計画を見直すには、住民投票が必要だ」というふうに述べていたり、この計画が70億円になるかもしれないというようなことも言われているんですが、当局の説明では、正直私には、そんなこと一切言われていない、見直しはないんだと市長も断言していましたので、僕はそのまの理解でいたのが、急にここに来て、何でもみんなが見直しをせざるを得ない状況になっているのは共通認識だと言われても、ちょっと首をかしげるんですね。だから、そういう意味では、見直し、見直しという投票で、どちらを打っても見直しになっちゃう、解釈上によっては、右に打っても市長案になるかもしれない、左に打っても市民案になるかもしれないという、こういう解釈上ではあり得ないような議論のまやかしの条文にならざるを得ないんじゃないかなという危惧で、本当に、このまま出したら不誠実な住民投票、骨抜き住民投票になってしまうんじゃないかというふうなことを、まず申し上げたいと思います。

もう1点は開票の問題なんですが、皆さんも50%で開票するのはやめたほうがいいんじゃないかとか、60%で足切りしたらいいんじゃないかと言われながら、でも4人は全員、全部開票したらいいんじゃないかということもあって、こういう基準のところはどこかわからないというところも、条文にも必ず開け

るというふうには書いていませんので、結局玉虫色になって、ある人が言えば開票、ある人が言わなければ開票せんとかいうようになっちゃうような気がするので、そこら辺の、一つ一つ済みませんが、議論をよろしく願います。

○山崎祐一副委員長 説明をお願いします。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 今、浅尾委員の言われたことを、私も実は感じてはおります。おりますけれども、共同提案ということで、時間のないうちでこれをさせていただいておりますけれども、確かに「市道東新町桜淵線の路線の変更を伴わない現計画の見直し」また、同じく「変更を伴う現計画の見直し」といって、市民がこれを見てどちらがどうだというのは、本当に難しい判断をするような状況かなと思います。この辺は、先ほども申し上げたとおり、やっぱりこの議論の場でしっかり市民にとってわかりやすい方向が一番いいのかなと私は思っております。

確かに、二番目の市長が言われたのは、私も一般質問とかいろんな中で、現在、今まで市長のほうから、市の執行部のほうから変更するとか、縮小せざるを得ないという言葉は、まだ聞いてはおりません。現計画そのまま進めるといのが、あくまでも今までの答えだと思いますので、確かにこの設問の中からいくと、両方とも見直し、見直しと書いてあると、現計画案はそれじゃどうなっているんだということになると、三つの案が出てくるような気もせんでもないです。今の、ただ付け替え道路をつくった上での9,000平米から面積を少し減らす計画、それから、変更を伴うというか、要するに付け替え道路を廃止するような形で大幅な減少、また三つ目は、今、浅尾委員が言われたとおり、市長が今まで見直しましょう、確かに私もこういう仕事をしておった、35%の2年半から思うと、公共事業が上がっておることは間違いのないものです

から、50億、おそらく、70億近く、今のまま計算すればなるだろうということになれば、おのずと誰でももっと縮小せざるを得ないという気持ちにはなっておりますけれども、まだ市長のほうから直接聞いておりませんので、そうすると三通りの案も考えられるかなというふうにも思っております。

あと、開票の結果の表現の仕方ですけれども、やっぱり民意というのは私も大事にしております。例えば5割を切る状況になったとしても、その前には、市の執行部としては当然これは広報というか、市民に大きく知らせて投票率をアップに持っていく責任もありますので、当然その広報は一生懸命やっていたとしても、結果的に5割を切っても、今回のこの住民投票については、私自身の考えは、民意として民意の結果は表現すべきだと、市民の前に出すべきだと思っております。その結果を、議会と市長が尊重して判断するという形になると思います。

○山崎祐一副委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 わかりにくいということは、そのとおりなんですけれども、例えば単純に、9,000平米と7,500平米どちらかにマルをつけてくださいというやり方をすれば、面積的なことはそれで判断できて、問いかけに答えは出るでしょうけれども、付け替え道路、要するに道路を元へ戻さなくても現敷地で7,500平米ができるわけですよ。だけど、市民の皆さんや、こちら加藤さん、白井さんのほうは、やっぱり付け替え道路をなくした上での規模の縮小という提案ですよね。道路を元へ戻さなくても規模縮小をすることは可能なものですから、それだけを問うと、また、それじゃ道路の問題はどうするんだということが残ってしまう。道路の問題と規模の問題と、要するに規模的な見直しも含めた両方をわかりやすく聞かないと、当初は市民の皆様が示された条例案の問いかけですと、選択肢が四つ、六つできるような設問だったという

か、判断がわかるような、そういう設問の仕方ではやっぱりまずい、一つの、どちらかAかBかに決められるような選択肢にしないとまずいという中でこの文言を考えるのに、本当に時間がかかって、なかなか共同提案というところまで持っていけなかったんですけども、最終的にこの表現の中に、そういった規模縮小も道路の見直しも含んだ一つの問いかけという形でこういう表現にならざるを得なかったということを御理解いただきたいと思えます。単純に、庁舎の建設は是か否かとか、規模が9,000か7,500を問いかけるのだったらそれはわかりやすいんですけども、そこに道路がある・なしをどういう形で加味することによって規模がどういう影響を受けるかということ、なかなかそれが理解しにくいということが一つの問題点であったということ、ということでこういった表現になったということです。

それから、そのわかりにくさを、どっちにマルをつけたらどうなるかというのは先ほどから説明していただいていますように、そういった資料を添付して、どちらがどういうものかということ、視覚的にあるいは数字的にもわかるような資料を情報提供するしか、そこで判断していただくしかないかなと思っております。

それから、2点目の不誠実・まやかしという反対、今の答えと同じですのであれですけど。

それから、3点目の開票する・しないということで、開票はやっぱり先ほどから言っているように開票すべきだと思いますし、この条例に開票しないという判断が読み取れるところはなかったと思いますけれども。開票結果の告示等という、第16条にこの「結果が確定したときは、速やかにこれを告示するとともに」ということが、これが開票結果を公表するというの条文になりますので、判断をこちらで勝手にできるという条例にはなっ

ていないと思います。

○山崎祐一副委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 わかりにくいという部分は、先ほども言いましたけれども、これは決められたということではなくて、皆さんで議論していただきたいと思います。せっかくやるものですから。その部分は絶対ではありませんので、そういう疑問を聞いておまして、それは今後の議論の中でも深めて。

3点目になりますが、3点目につきましては、条文に開票制限というのはいないんです。この中に、基本的には鳥取市をベースにしているわけですが、「規則で定める」という言葉があります。ただ、これまで成立要件をつけた条例の中で、規則で開票の制限、成立の要件を決めてはいないんですね。やはり条例に明記しています。もし、本当に心配ということであれば、4人の提案者は全て開票、成立要件を設けておりませんので、全て開票するというようなことをつけ加えるということも考えられると思います。

○山崎祐一副委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 今の白井委員の発言があったんですが、私が、表現が悪いかもしれないですが、開票を本当にするかしないかという怪しいというか、疑問に思ったところは、15条にあります投票及び開票なんですが、「前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項については」この後なんですが、「規則で定めるところによるもの」と書いてあって、そのほかは「選挙関係法令の規定により行われる本市の議会の議員又は長の選挙の例による」というふうにあります。この「規則で定めるところによる」というふうに書いてありますので、これは別途またこれから規則を私たちが考えるのかなというふうに推測しましたので、幾ら4人の方々もこれは開票するんだというふうに言われても、今、下江委員、柴田賢治郎委員も含めて、民意は投票率が50%いかなかったら開票しないのが当たり前、当たり前じゃなくて、ほかの伊賀市の例に倣って開票しないというのも大事じゃないかという御意見もありましたし、やはりそうすると、この規則をこれから決める経過によっては、皆さん開票しなければならないという気持ちで条例を出したとは思いますが。思いますけれど、やはり今後の議論の情勢の中で、50%以上いかなかったら開票しないという規則を組み込まれることもあるというふうに思ったものですから、非常に、ここには皆さんの思いはわかるんですが、今後の規則の内容によっては開票されないという可能性があると思ったものですから言ったままであります。

また、なぜそういうことも言えたのかといいますが、ちょっとさかのぼるんですが、加藤委員が一番初めに撤回されたんですが、鳥取市の条例のほうを見比べて分析させていただいたんですが、そのところには、これは投票及び開票について、14条になっていますが、そこには、14条の冒頭に「第1条の目的を達成するために開票は必ず行わなければならない」と、わざわざここに明文化されているんです。ですから、この明文化されて、必ず開票は行わなければならないというところが削られて、今回15条には「規則で定めるところによる」というふうに流し込んでいたのですから、やはりそこで担保するには必ず開票は行わなければならないと、鳥取市でモデルケースで書いてあるんだから、これも書けばよかつたんじゃないかなと、4人皆さんがね。というふうに思って、ということで必ず開票はしなければならないというふうにちゃんとうたってほしいというふうに思ったのが1点であります。もしも。

○山崎祐一副委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 鳥取市は、開票すると書いてないんです。その開票をするというものを設けたのは、住民投票を求める会の中で考えて入れた項目です。ただ、経過の中で、選択

肢がわかりづらいということがあったり、選択肢をわかりやすくするというので選択項目を鳥取市のベースから変えることによってこちらの間違いが出てきてしまっていたということで、一旦、鳥取市のベースに戻すということで修正提案をしようと思っていて、一旦それを外したという経過があります。結果的には、外したものをベースに4人で共同提案の文章となったということですね、鳥取市では開票制限を設けておりませんでした。

やるべきだという思いは、ずっと住民投票を求める会としては持っておりました。ただ、鳥取市を見ますとその制限をしておるわけはありませんし、先ほど言いましたように、第13条に市議会と市長の努力目標というものが明記されていたということで、これがあるのであれば、制限を設けることと相反することによって外したという経過です。

○山崎祐一副委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、この15条の「規則で定める」という中に、例えば、市長が50%以上いかなければ開票しないというふうな文言を入れてほしいとか、そういうふうな話が出るとかということはないのでしょうか。

○山崎祐一副委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 この規則というのも一緒に提示できればよかったんですけど、ちょっと準備作業が間に合わずに申しわけありません。

この規則という言葉が何か所か出てきております。7条には3と4に規則が出てきますし、8条にも規則が出てきます。それから、浅尾委員が言われたような15条にも規則が出てきて、最後に18条にもまた規則というのが出てくる。これは、実務作業をする上での細かな取り決めを、この規則でうたうということでありまして、投票結果だとか開票率、そういうことを定めるのではない規則と理解していただければ、実際に投票に当たってのやり方ですとか、会場ですとか立ち会いですとか、

通常の選挙でやっているような細かな実務的なことを規則で定めるということでありまして、事の本質をねじ曲げるようなことを規則で定めるものではないというふうに御理解いただければと思います。

○山崎祐一副委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 補足です。第9条に投票用紙について規則で定めると書いてありますけれども、それが具体的にはこういうものだよということで規則で定めるということですので。今、滝川委員が言われたように、本質的なものを規則で新たに決めるということはない、条例で定められたことで、それを具体的にどうするんだというあたりで、規則で定めるという理解でいいかと思えます。

○山崎祐一副委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、必ず開票するんだということは、確実にこの条文の中で担保されるという理解でいいかなというふうに思っています。

もう1点お聞きしたいんですが、やはり投票用紙の内容がわかりづらいというふうに思っております。どちらも見直し、見直し。では、具体的な例で言いますと、私なんかは今の現行案の市長さんの50億5階建て9,000平米を縮小・見直ししてほしいなと思っているんですが、その方は、どちらにマルを打てばいいのでしょうか。この二つの設問の中で。

○山崎祐一副委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 先ほども言っていますように、規模縮小に一番影響を与えるのが付け替え道路があるかないかが、先ほどの部会でも説明したように、一番影響があるわけです。現状の付け替え道路の敷地でも、どれだけでも規模縮小はできちゃうわけです。やろうと思えば、面積的なことは、そこでも敷地はいじらずにできるんですけど。一番大きく影響を与えるのは、道路によって敷地の面積が変わり、それによって建物を建てる規模が変わってくる。白井・加藤さんが提示している

のが、要するに争点がそこであるということ。じゃ、どこまでこの見直し、どちらにマルを打ったら市長案だと言われるかもしれませんが、路線の変更を伴わないというのが既に東新町桜淵線は道路の認定は済んでおりますので、それが路線の変更を伴わないというのが基本的な、基本設計をもとにしたほうの判断だというふうに。それから、路線の変更を伴うということは、付け替え道路をまたもとに戻すということになりますと、先ほど言ったように敷地が小さくなり規模も7,500にならざるを得ないという選択肢になるわけですが、その辺のことを、先ほども何回も言っていますけれども、視覚的にわかるような資料を提供させていただくというのがやり方ですので、絵をかいてマルを打ってもらうという投票様式が可能であればそういうのもあるかもしれませんが、文言で書くところするのが、考えた中での最善の表現だと我々は判断したわけです。

○山崎祐一副委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 投票用紙で、今、皆さん見ていただいておって、わかりにくいところが非常にあるかと思えます。確かに、右側のほうが「路線の変更を伴わない」というのは、現付け替え道路、現実にできておるわけではございませんけれども、認定をしてありますので、現行の右側の縦の文言は、要するに文化会館の十字路にした付け替え道路案、それによって現計画の9,000平米をどれだけ落とせるかというだけの案という計画の見直しになると思いますが、左側のほうが「路線の変更」ということは、今の付け替え道路を変更して廃止してという形になるかと思えます。

浅尾委員の質問でいくと、大きく縮小するのは左側になるかと思えますし、規模縮小の少ないところは右側の考え方になるかと思えます。

ただ、私どもとして、住民の代表として活動して行く中では、先ほども、何回も申し上げ

ますけれども、住民の皆さんが投票権があって、私どももちろん投票権があるわけですが、非常にわかりにくいというところがあると思います。ですので、皆さんの中でしっかりこの辺は議論していただきたい。

本当言うと、付け替え道路ある・なしが一番わかりやすい言葉かなとは思っております。提案者として、非常に苦しいところがございますけれども、共同代表として急遽提案、20日の最終日で時間がないところで提案させていただいておりますので、一番いいのは市民がもっともっと投票所に行って、わかりやすい投票の仕方、これが一番ベターだと思っておりますし、住民の代表として、私と白井倫啓、2人の議員が、多くの住民の思いを込めておるのは、付け替え道路ある・なしが一番わかりやすい投票の仕方だと思っております。

○山崎祐一副委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 今の滝川さんと加藤さんの意見のほうをお聞きしたんですけれども、やはりどちらの意見を聞いてもちょっとわかりにくいなというふうには思っています。私たち議員というよりも、やっぱり市民がそれを望んでいるのかどうかというのに立ち返らなければならないなと思っております。

新庁舎を考える市民の会ですか、その署名を集めている方々の請求書を読みますと、最後の文章なんですけど、「市民自治社会実現の第一歩として、市民の直接市政参加で、5階建て50億円の新庁舎建設基本計画の見直し（規模縮小及び付け替え道路なし）を問う住民投票条例を請求するものである」というふうに、ずばっと書いてあるんですね。ですから、見直しの規模縮小及び付け替え道路なしのマルかバツかというか、その縮小及び付け替え道路なしを問う、シングルイシューの文面にして住民投票条例の請求を求めているものですから、それにそぐわないと思うんです。だって、二つとも現行案の見直しがあっ

て、でも、一般質問では市長は見直さないと
言っている。見直さないのに見直し、見直し
が出ている。これ、もう、すごく住民の皆さん
に対しては不誠実だし、市民の人がどう判断
して、マルをどっちにつければいいのか。
また、現行案でいいと思っている人は、先ほ
ど長田さんがいいましたように、やらんでも
いいのかとか、そういうふうになってしまう
かというふうに非常に危惧するというの
が、私は大変問題がある条例になってしまわ
ないかということなんです。

ですから、立ち返って、市民の人が望んで
いるのは、規模縮小及び付け替え道路なしを
問う住民投票条例を請求するものですかとい
うところを考えるべきではないかと思いますが、
伺います。

○山崎祐一副委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 ただいまの一つ、市長が見
直すことはしないとやったということですが
けれども、3月議会の本会議においては見直さ
ざるを得ないし、見直しは今しているとい
うことは言っている。

ただ、問いかけとして、見直し、見直しと
いうことで、どちらも見直しじゃないかとい
う指摘については、ちょっと受けとめたいと
思いますけれど。

○山崎祐一副委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 今、文章を読まれた中に、
規模縮小及び付け替え道路なしという設問で
すと、例えば、規模縮小をAとして付け替え
道路なしをBとすると、A賛成・B賛成で賛
成、A賛成・B反対で賛成、あるいはA賛
成・B反対で反対、AもBも反対という、そ
ういう選択肢が幾つにも分かれるんです。だ
から、先ほど来言っているように、簡単な、
浅尾委員が言うようにワンイシューの問いか
け、是か否か、庁舎建設賛成か反対かとか、
そういう問いかけならわかりやすいんですけ
れども、基本的に庁舎の建て替えについては
我々も、市民の会の皆さんも賛成していた

いているし、現庁舎・現敷地というか、現体
育館を含むこの用地のあたりでの建て替えに
ついては異論はない。合併特例債を活用する
ことにも異論はないという中で、何が争点か
という、要するに規模的なことですかね。
規模と道路の問題があればなんですけれど、そ
れをわけて問いかけると選択肢が逆にふえて
しまうわけです。それを一つの設問にするの
に、ちょっと頭をひねったというのが今回の
文章で、右か左かというか、どちらかの答え
が出るような問いかけにしたんですけれども。

確かに、争点は規模縮小と付け替え道路な
しなんですけれど、それを一つにした表現が
こういうふうになったと理解していただかな
いと、ちょっと。それもわかりにくいですか
ね。

○山崎祐一副委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 わかる人はわかると思うん
ですが、投票する大多数の市民がこの今
の長い文章では、私もわかりにくいのかなと
思っております。これは私も住民の代表で、
議論の場として言わせていただきますけれど
も。きょうは提案者の立場で今おりますけれ
ども、現実問題、皆さんもそんな思いではな
いかなと思います。

だから、簡単に言えば付け替え道路ありか
なしかが、一番本当にわかりやすいんです。
この長い文言だとどうしても、私どもは理解
すればできると思いますけれども、もうほと
んどの99%の人が市民の方です、投票に行か
れるのは。この議員以外の方は、市民の方々。
この人たちが一番わかりやすい方法が一番い
いかなと思っておりますのと、先ほど言っ
たように、現計画案が見直しかという形もあ
りますし、いろんな問いかけの仕方はあると
思いますけれども、私ども住民の側の代表と
して2人で出てこうやってやっている中では、
先ほど言ったように規模縮小して付け替え道
路なしというのが前提でずっと活動してきて
おりますので、そういうところが一番わかり

やすく表現させていただきたい。それをきょう皆さんと議論して、この投票の内容、または投票用紙の。

〔「審査なんで」と呼ぶ者あり〕

○加藤芳夫委員 審査だけど、今は議論して話し合いしてるんですもん。

ということでお願いしたいと思います。

○山崎祐一副委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 共同提案しておりますので、この内容でなぜ共同提案に名を連ねたかということになるわけなんです。

僕らはずっと付け替え道路ある・なし、このところが、まず大きな判断になるだろうと思っていました。選択肢がいっぱい出てくるというようなことも言われたんですが、選択肢というのは実際のところいっぱい出てきて、どう聞いてもいっぱい出てくると思っておりました。

その中でも大きく分かれている点というところに選択肢を持っていくしかないだろうというふうに思っていて、付け替え道路ある・なしというところで、例えば付け替え道路ありというのは今の計画になりますので、5階建てにならざるを得ない。5階建てで今の計画という形になってくる。これはわかりやすい。それに対して、付け替え道路なしというのは規模縮小せざるを得ないんで、大幅な規模縮小になる、そういうことを思っておりました。

今回提案されてきたのが、東新町桜淵線になりまして、これの是非が頭に出てきたんで、要は自分たちの考えてきた付け替え道路ある・なしという言葉を変えたというだけの話だと判断して、時間がなかったということもありましたんで、基本的には同じ立場に立ったということで考えておりますので、皆さんのいろいろな質問を聞いております。これで審査にも入っていくと思いますが、やはり審査の中では、よりわかりやすい、より争点となっている項目にしていくということが委員

会の役割かとは思っております。

○山崎祐一副委員長 質疑の途中ですが、暫時休憩いたします。再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○山崎祐一副委員長 それでは、再開いたします。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 引き続き先ほどの議論をさせていただくんですが、やはり皆さん4人が共通しておっしゃったのは、この議案は時間がなかったんだと、非常にわかりにくい、一票の中に入れ込む二つの設問が非常にわかりにくい表現になってしまったというふうにおっしゃるんですが、私はこれ、本会議でも質問させてもらいましたけれど、朝できて昼に合意されて、夕方5時40分に出されたんだという経過を滝川議員から説明がありました。私は本当に、1本1本の議案というのは、ほとんど完成形に近い形で議論を重ねないと、1本そういう欠陥品じゃないですけど、何かここがふぐあいがあるかもしれないけれど出させてもらうというふうになると、今回のものでも78本あったわけですから、それを一々質疑しながらつけ加えて、また表現を変えたりどうのこうのなんてやっていたら、何時間あっても足りないというのが常識になってしまいますので、やはり今回の議員提案であればあるほど事前の18人に、しっかりこの議論をもんだ上で完全を期して出すというのが議員必携にも書かれてありますので、今回の出し方は、私は非常にまずいんじゃないかなというふうに思っております。

そういったところの議論が少ないものですから、表現によっては各個人的な感覚によってわかりにくかったり、見直し、見直しと、二つ見直しの設問があって、じゃあ市長案は

どこなんだと言われればどこにも出てこない、こういった謎解きのような住民投票にこのままではなってしまうというふうに言わざるを得ないというふうに思うんですが、ここで提案というか、一つ思いがあるのは、やはりここは住民投票の制定の請求者に立ち戻って、設問内容をもっとシンプルにして、規模縮小及び付け替え道路なしと、これを問うということで9,200筆も集まっているわけですから、やっぱりそういう表現に変えていくというふうなことが大事じゃないかなというふうに思っております。というのは、その設問を問うために、皆さん住民投票が広がっているという現状ですので、その問うた後のA案・B案・C案・D案とか、出てくるかもしれないんですが、そこは別に住民の人は問うていませんので、とにかくシングルイシューの規模縮小及び付け替え道路なしを問うというふうなものを署名しているというところに立ち返るべきだというふうに思っています。

そして、あとは開票結果です。それは必ず開票するという文言を入れ込むというところをセットで、この条例案は入れ込むことが大事だと思います。そこが抜けている今の条例文では、やはり市民の納得は得られないというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○山崎祐一副委員長 説明者の方。

白井委員。

○白井倫啓委員 その御意見はしっかり受けとめたいと思いますし、その思いを受けとめて、逆にこの委員会でも十分な審査、あと最終までには先ほど開会のときに委員長が言われましたように、まだ時間がありますので、しっかりもんでいただきたいと思います。

ただ、私たちが今まで条例提案について急にその場で決めたわけではないんです。今回求められているのは、大きく言いますと3項目です。3項目のところでは判断させてもらいましたので、これまで何も議論をしていなかったということではないものですから、ただ、

最終的にどういう案がわかりやすいかという点ではさまざまな指摘を受けましたので、それを受けとめた形での委員会の議論も期待していきたいと思います。

○山崎祐一副委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 今、白井委員が今まで議論してきたんだと、急にぽっと出てぽっと出たわけじゃないというふうにおっしゃったものですから、議論を重ねてきたんだなというふうに思うんですが、ちょっと1点だけ確認をさせてもらうんですが、これは白井委員と加藤委員の連名で3月17日に私たち議員にこういった議案を出しますよというふうなところで、これがポストインされていたんですが、議員の皆様へというふうな文章とともに、今回は出されなかった条例ですが、こういった条例を出しますよというふうに事前に入れていただいたものなんですが、その議員の皆様へという中にこの一文があるんですが、「一部、新都市に合わせるため、また事前に市長との懇談会での指摘も受け、修正を行いました」と。「選択肢をわかりやすくしようと考えたのですが、結果はマル以外を無効とすることになり、規模縮小及び付け替え道路なし賛成以外の意思表示ができないことになりました」というふうにあるんですが、これは事前に市長との懇談会を受けたというふうにあるんですが、このときの内容だとか、こういった私たち議員に諮る前に市長に、懇談会をしたということは、どういったいきさつがあったのかと思ってお聞きします。

○山崎祐一副委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 9,200という数字がはっきりした時点で、市長・議長に会いました。それは、これだけの重みを感じてほしいと、その上で住民投票に向けて協力してほしいというような話は、市長・議長どちらにも持っていきました。どちらにもお会いしました。

その経過の中で、選択肢、その当時は選択肢として、規模縮小及び付け替え道路の件で

マル・バツ方式にしていました。これだとわかりづらいという指摘を受けておりました。それで、わかりづらいという、迷うというような指摘を受けたものですから、こちらのほうも、それも考えられるということで、付け替え道路ある・なしというような方向にも動いてきていました。その段階で、わかりやすくするためにはマルだけでいいのではないかと。マル・ペケじゃなくてマルだけにしようというような方向で出したのが、最初に取り下げした、加藤委員と僕の案になったということです。

経過としましては、住民投票を求める会の市民とともに市長・議長には会っている。その経過の中で話を聞きました。指摘をされたという理解をしていただければと思います。

○山崎祐一副委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 では、市長・議長と会われて、いろいろ意見を交わしたということだったと思うんですが、そういった、いつやられたのかとか、私たち議員は全くわからなくて、ある意味秘密会議のようにもちょっと思えて、ちょっと疑心暗鬼にもなってしまうんですけど、やはりそういった中で議案が今回出されてくるというのは、民意を受けて皆さん18名、この場にいるんですけど、そういう市長との話し合いも受けてこれが話をまとめられてきているのかなと思うと、少し疑問だなというふうに思わざるを得ないんですが、そういった手順を踏んで出された結果、この現計画の見直しというふうな設問に至ったという合意はいつされたのでしょうか。いつ、これでオーケーだよというふうに4人がまとまって、今回出たという形になったのかお聞きします。

○山崎祐一副委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 市長と議長に会ってきたというの、議員だけで会っているわけじゃないんですね。基本的には市民の会として動いてきました。今回出した条例も2人だけの議

論ではなくて、市民の会の合意の上で動いています。当然、同じ流れの中でやっておりますので、裏取引とかいうことではなくて、あくまでも自分たちは市民の会の合意の中で動くという前提できています。

最終的な合意というのは、滝川委員も言われたんですが、昼からですね、最終日。朝の段階ではそういう話になっていなくて、自分たちは単独で出さざるを得んというふうに思っていました。話としてはあったんですが、ここの設問がどうしても一致できないということがあって、昼過ぎになって、以前にはこういう選択肢がなかったというのが、付け替え道路という言葉を変えたんですが、付け替え道路ある・なしというところにお互いが選択肢を持ってきたということで、本当に最終の段階です。これは議員に諮って提案するという時間も当然ないものですから、4人のところで合意できるところはどこかということで判断して共同提案という形になりました。

○山崎祐一副委員長 下江委員。

○下江洋行委員 投票率による住民投票の成立のことを、ちょっともう一回、その点について意見したいんですが、よろしいですか。

この条例の13条に投票の促進、これは市議会にも投票資格者の半数以上、要するに過半数の投票を目指すように努力義務がここで規定されておるわけですね。であればこそ、やはり50%、過半数に達しない場合には、私はこれは成立しないというほうが適切だと思うんですね。これとセットで、投票の促進と条例の成立・不成立というのはセットで符合する条例にならないと私は理解できないものですから、その点について、この投票の促進をうたった以上、そういう考え方はやはり持つべきじゃないかと思うんですけども、その点について、ちょっと改めて質問します。

○山崎祐一副委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 先ほども答弁させてもらったんですが、下江委員とちょっと考え方が違

うんです。投票促進というのは、市議会・市長に求められる責任というふうに理解しております。自分たちが努力できなかったというようなことを、それで成立要件にしてしまったときに、自分たちの責任が逆に問われてしまう。ですから、自分たちの努力義務を明確にする意味でも、成立要件をつけるべきではないという考えなんです。逆ですね。わかりますでしょうかね。自分たちが努力する。努力するというのは、50%を目指す。目指すから、この住民投票条例を出すんであって、そのところを初めから、成立案件から外してしまったときに、自分たちの努力を、例えば、不十分な状態でやって、悪く言ったらですよ、悪く言ったら住民投票条例もやめにしよう、もうできたら表に出さんようにしたいというふうに思ってしまったときに、努力義務規定が無意味になる可能性があるのではないかという意味で、自分たちはあくまでも50%を目指すという条例をつくるべきだという点で、この努力義務で十分成立要件になるのかなというふうに思います。

さらに心配であれば、浅尾委員が明記すべきじゃないかということも言われたんですが、それも含めて検討していくべきだと思います。

○白井倫啓委員 下江委員。

○下江洋行委員 努力義務を明確に、ここで投票の促進という形でうたった以上、それが達成できなかったら成立しないのではないかというのが私の考え方なんですよね。ですから、伊賀市の住民投票条例案もそのような考えで、条例の投票率による2分の1に満たない場合には成立しないというふうな条例であったと思うんです。それが私の考え方です。

○山崎祐一副委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 成立要件の考え方なんですけれど、例えば、そこで投票率云々で成立する・しないという選択肢を設けると、あえて投票に行かなくて投票率を達成させないという意思表示の選択ができてしまうという危惧、

わかりますかね。要するに、現計画に賛成か反対かという意思表示のほかに、投票に行かないことによって投票率に影響を与えないような、投票率を上げない選択肢があってしまう。その辺を、それじゃどういうふうにあえて判断するかです。例えばその例として、現計画に賛成だから別に見直さなくてもいいし、付け替え道路も要らないから投票行かないでおこうという選択肢が、そこに加わってしまうと私は解釈するんです。逆に、投票率だけでない、投票率も含めた中で結果を判断するというのがいいのかなと。せっかくそういう住民投票をやっても、投票率が少なかったから皆さんの意思を公表しない、開票しないということは、やっぱりそこはちょっと趣旨が違うような気がするものですから、その辺の投票に行かないというのは問題をわかっている行かないのか、関心がなくていかないのか、いろんな選択がそこに含まれてしまう可能性があるものですから、あえて投票率、成立要件を設けないほうが私はいいかと思います。

今回、こういった形で庁舎問題が住民投票ということでクローズアップされ、多くの市民の皆さんに関心を持っていただいておりますし、これが結果的に投票行動につながると思っています。それでもやっぱり、いろんなことで投票に行かないという方もいるかもしれませんが、あえてそこで成立要件をつけると、そういう選択肢ができてしまうという危惧を感じております。

○山崎祐一副委員長 柴田委員。

○柴田賢治郎委員 私も悩むところの話が、今の話に凝縮されているのかなと思うんですけど、私も、おまえと話しているわけじゃないと、俺はもう前の議員と約束したんだと、あそこで現行案で建てるという内容で約束したんだという人たちが、一度約束したにもかかわらず何でやらせられなかったんだという話をされたときにどう答えていいのかと思うと、やはり一度もう約束した人に対しては、

何らかその意思表示ができる場所が必要じゃないかということを感じております。

実際、この場所に決めるときにも、そのリスクも十分話してあったはずだと思いますし、こんなことならこの場所じゃなくてほかの場所へ建てるような話もあってよかったと思うんですけどそれもなく、この場所でこのリスクを背負って議員として前回議決をしていた中では、やはりそのときの約束をどのように解釈するのかということでは、僕もそうやって言われたときにどう説明していいのか悩んでおる中では、どのように説明すればいいんですかね。

やはり、そういう意味では、一度約束したんだという方の意思表示ができるように先ほども言われている投票率の下限というものを決めるべきだというふうに感じておりますが、いかがでしょうか。

○山崎祐一副委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 今、約束したというのは場所の問題の話なんですかね。ちょっとよくわからないので申しわけないが、何を約束したのか。

○山崎祐一副委員長 柴田委員。

○柴田賢治郎委員 ですから、その内容を確認すると、土地収用法に基づく県の申請の内容、その規模と道路の付け替えというのはそのときに決めたことですので、そのときに俺らはもうオーケーしたんだということを言われたことがあります。僕も、そのときにはいなかったという話をさせてもらったのですけれど、前の議員と話してあることで、俺らはそのとおりにやっていってもらえるものだと思っていただけ、何でこんな話になってしまうんだということを言われておるものですから。

○山崎祐一副委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 いろんな今、お話の中でも、やっぱり住民の皆様が今までずっといろんな思いであって、この庁舎建設に対する思いを

ぐっところえてきた中で、今の、土地収用法にまた戻るとは、ちょっと思っていなかったんですけども、それは収用法は収用法で単年度で、1年で切れてしまう、失効すればそれで終わってしまうという一つの区切りがあります。けども、庁舎建設については以前からそういうお話がずっと続いてきた中で、住民の皆様の思いによってこうやって進んできた活動でございますので、ちょっと決まってきたというのが、土地の収用法、場所の、位置の問題かなと思うんですけども、そのところのいかにして市民の皆さんが、50億9,000平米が本当にいいのかどうかというのが、この大きな活動でこういう住民投票に結びついてきたんだと私は思いますけれども。

○山崎祐一副委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 柴田委員の質疑の私の理解ですけども、今まで決まってきたことに対して議会に任せた人たちについて、現在の案で決まったんだからいいじゃないかという人の意思を反映するという意味で、投票にこないという人の意思を見るために投票率の下限というものを設けるべきではないかという、そういう今問いかけだったのかなと思うんですけど、そういうことですかね。ですので、もう今さら問う必要はない、決まった方法でいいよという人の表示ができないという。

○山崎祐一副委員長 柴田委員。

○柴田賢治郎委員 今の現状においても、決めたことを前の先輩たちにやらせろという声に対して、僕らも前に決められた議会の内容を受諾してそれを進めていく必要もある中で、1回決めたことをどう説明していいのか、1回決めたことを、私はもうそのときに投票は済ませてあるという表現になると思いますけれど、意思はもうあらわしてあるということになると思いますけれど、それをもう一回、何回聞けばいいんだという話も含めて、私はもう、一回表現してある人はもうこれでよしなのかなというふうに感じておるんですけど

ど、その人にもう一度聞き直さなければいけない理由を確認したいと思います。

○山崎祐一副委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 私も聞いていて、理解をうまくしていないかもしれませんけれど、一度決まったことというか、確かに認定の道路の問題も決まったことがあるかもしれません。特に今回は、庁舎建設にともなう民意というのがずっと出てきておるわけなんです。ですから、やっぱりこの住民の思いというのは、多くの思いが出てくるということは、私はこの住民投票によって決まったことだから住民投票をやる必要はないというのではなくて、やっぱり多くの民意があることは議員としても受けとめて、まずかったことも反省しながら、この住民投票に向かうべきだなと思っております。決まった、決まったと、その決まった意味が、申しわけない、よく理解できてないでいかんですけれども、やっぱり民主主義というか、民意の市民の思いというのか、そういうものは重視すべきというのも議員の役割かなと思います。

○山崎祐一副委員長 柴田委員。

○柴田賢治郎委員 私もそのとおり、また住民投票はやればよいと思っておるんですけれど、それと同時に、1回そうやって決めたということを主張される方の意見をすくいとする状況にはしてほしいなということを思っております。それが、私なりに、投票率の内容になると思うんですけれど、私はそのパーセンテージとかそういうのはまたいろんな例でいいのかなと思うんですけれど、何らかやっぱり、決めたと安心しておられる方もおられるというのは事実だと思いますので、その方に対する対応というのは何らか、その声を無視してはいけないなというふうに今思っ、発言しております。

○山崎祐一副委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 投票率の開票する・しないの下限を決めるかどうかという話が今でてい

ますけれども、投票結果の尊重ということが最後のほうにうたわれています。尊重というのは、ただ参考にしますというだけではなくて、やはり議会も市長もその住民投票の結果を十分吟味して、それを慎重に判断に生かすという、意思決定に生かすということが必要であるし、意思決定した後には十分説明をするという責任が出てくる。その中で、投票率が例えば30%しかなかったよといったときには、やはりあとの7割の人は投票する必要はない、来られない人もおると思うんですけど、という人も大勢おったんだなというところの部分も含めて慎重に判断していくという、尊重していくということかなと思いますので、決めることは決めれば決められるんですけど、それが何%かという議論に今度はなっていくのかなと思います。その辺が難しいところでありますけど。ですので、こちらの提案者側としては、特に投票率の下限を設ける必要はないというのが、提案者の考えということです。

○山崎祐一副委員長 長田委員。

○長田共永委員 成立要件のことを改めて確認したいんですが、先ほどからなぜ成立要件にこだわるかというのは、やはり半数以上を条文で目指すと書いておいて、50%という基準で、それを開票する否というのはどちらでもいいと思うんです。そうした部分について、あと17条で先ほど鈴木委員も言われたとおり、結果の尊重ということになるときに、いろんな判断ができるんじゃないか、そして、そのうち、また投票のやり方にかかわるんですが、9条関係でも別表の投票用紙でもいろんな取り方ができてしまうから、そこに各委員はどうしてもこだわらざるを得ない。どうしてもそういうふうになってしまうという、そこを明確にさせていただかないと、やはりこのままでは、ある程度改善点はあるのではないかと、という部分を、先ほどから言っているように、具体的な絵で投票所で示すのか、市民の方にア

ナウンスするのか、言い方にしても一棟集約にするのか、東庁舎を残すのかとか、いろんな可能性があって、そうした部分において、やはり明確な判断基準というものをある程度、例えば50%、半数以上を目指すというなら我々はこの条文に賛成するのであれば、50%というのは開票するか否か、成立するか否かは置いておいても、50%以下の場合やはり、それも結果の尊重に反映せざるを得ないという部分もありますし、そうした部分で、あと聞き方もそうですよね、先ほどから議論になっている。見直しの部分のこの判断基準というのも非常にわかりにくい点があると。最初から言わせていただくんですが、もちろんそちらのほうも改善点はあると言われておる上で、いろんなさまざまな判断と尊重ができてしまうという部分をいかにどうするかということ、そこが議論の今最中で、それをどうするかという点を、誰がそれを出すんだという、ここで今直すのか、それか提案者と賛同者がある程度このままでいいと言われればそのまま採決するのかとか、そうなりますし、非常にこのままでは投票のある程度の成立云々は別にして、開票云々とかは別にして、結果の尊重に対するのと、その投票の聞き方の部分が少し皆さん納得していないじゃないかなという点がありますので、そこら辺をどうクリアしていくのかというのが委員会で、やはり傍聴しておる方も当然そうだと思いますので、よりよいものに住民投票をするのであればそこをどこで、妥協するものでもないと思いますので、ただし、市民の方には広く伝えて、ある程度の御意見が反映できるようにという部分、それがこのままでいいか否かというところ、どこを変えていかなければいけないというのは多々あると思いますので、それをどうしたらいいかなというふうに、自身も今困っておるところなんです。

○山崎祐一副委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 今、大きく二つ出ている

と思うんです。一つ目が、投票率50%未満の場合、これが成立されるか否か。先ほど長田委員もおっしゃいましたけれど、結果の尊重をどうするのかというところも含めて考えていくべきであるというふうに思います。二つ目が、投票用紙の文言をどうするのか。この二つを、私としてはリンクしていると思うんですけど、この二つに絞ってちょっと考えていってはどうかと思います。

○山崎祐一副委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 成立要件、投票率の問題が出てきているんですが、住民投票条例は、新都市の自治基本条例の要の一つであると思うんです。より多くの人たちが選挙に行っていただくという努力を続けるという、その前提は行政も議会も恐らく一致できると思うんです。市民の皆さんにより広く知っていただくために、情報提供もまちづくり集会に向けて公平・公正に行っていくという、その努力を続けていくわけですよね。その結果を素直に受けとめるということであれば、開票は当然というふうに認識しています。成立要件で中がわからないということになれば、逆に言ったら、何が起きたのか、投票した人たちもわからない状況になってしまいます。判断は、その中でできるというふうに思いますし、議会も市長も当然いろんな状況の中で、判断としても市民の皆さんがより納得できる場所はどこなのかということが求められてくるだけだと思います。

○山崎祐一副委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 今、白井委員と長田委員の質疑を聞きまして、それであれば開票を必ず行うという文言を入れていただきたいなと思っております。というのは、先ほども、本来も重複しちゃいますけれど、例えば17条の「住民投票の結果を尊重しなければならない」という、この尊重というのは、やはり長田委員が言われるように、投票率の50%を超えなかったら開票しないというのも基準にな

ればそれは尊重、その見方から見れば尊重もできますし、やはり開票しろというふうなところの結果を見て尊重するというふうにも見れますし、やっぱりどう見てもそれぞれの人たちがみた玉虫色にも色が変わるといような文言にこのままだとなってしまう危険性があるものですから、やはり4人の提案者の皆さんが開票は必ずやるんだというふうなことを言われるんだったら、その一文をぴしっと書くというふうなことをお願いしたいなと思いますし、またここの目的の1条にも「住民の意思を確認することを目的とする」と書いてありますので、やはりそういうことで、確認の仕方は開票するというふうな文言を入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山崎祐一副委員長 提案者、どうですか。説明願えますか。先ほどと、繰り返しに近いですが。

白井委員。

○白井倫啓委員 その指摘を受けとめまして、今後どのような審査になるのか、より慎重な審査をお願いしたいと思います。委員会に求められる内容でもあると思っております。

○山崎祐一副委員長 委員長から申し上げます。その他の方で、御質疑のある方。

よろしいですか。

今まで質疑されていない方で、他の質問、先ほど小野田委員から言われましたが、この表現の問題と、あと50%開票条項の問題がありますけれども、ほかの委員から何か質疑があれば、お願いしたいと思います。

〔「暫時休憩を」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一副委員長 では、暫時休憩といたします。12時再開といたします。

休憩 午前11時51分

再開 午前11時58分

○山崎祐一副委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一副委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

お諮りします。

本日の議案審査はこれまでにとどめ、延会したいと思います。

これに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一副委員長 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は延会することに決しました。本日は、これもちまして延会します。次回は、あす24日午前9時から再開いたします。

お疲れさまでした。

延 会 午後0時03分